

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱

制 定	令和 2 年 4 月 22 日	厚生労働省発年 0422 第 017 号
一部改正	令和 3 年 11 月 30 日	厚生労働省発年 1130 第 7 号

(通則)

- 1 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「事務費交付金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成 31 年政令第 141 号。以下「政令」という。）及び年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（平成 31 年厚生労働省令第 66 号。以下「省令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(事務費交付金の交付額の算定方法)

- 2 事務費交付金の交付額は、次の（１）及び（２）により算定した額を合計した額（当該合計額が当該年度において現に要した費用を超える場合には、当該現に要した費用の額）とする。
 - （１） 政令第 1 号に規定する単価を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に、当該市町村が年金生活者支援給付金の認定の請求を受理した数を乗じて得た額。
 - （２） 政令第 2 号に規定する単価に、当該市町村における省令で定めるところにより算定した法第 36 条第 1 項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（法第 39 条の規定により当該市町村がその収入の状況に関して情報の提供を行うものに限る。）の数を乗じて得た額。
- 3 2（１）の年金生活者支援給付金の認定の請求を受理した数は、前年度の 1 月 1 日から当年度の 12 月 31 日までの間に、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号。以下「施行令」という。）第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事務のうち法第 5 条又は第 12 条の規定による認定の請求を受理した数、施行令第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる事務のうち法第 17 条の規定による認定の請求を受理した数及び施行令第 15 条第

1 項第 4 号に掲げる事務のうち法第 22 条の規定による認定の請求を受理した数の合計数とする。

4 2 (2) の年金生活者支援給付金受給者等の数は、前年度の 1 月 1 日から当年度の 12 月 31 日までの間に、当該者に係る法第 39 条の規定による情報の提供を行った数とする。

5 政令第 1 号における厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 3 項の規定による地域手当の支給地域の区分及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条の規定による寒冷地手当の支給地域の区分に応じて別に定める額とする。

6 現に要した費用の額は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が法又は政令の規定によって行う事務の処理に要した費用の支出額（別表に定める対象経費の支出に係るものに限る。）とする。

（年金生活者支援給付金事務に係る市町村との協力・連携）

7 法第 27 条の規定に基づく事務のほか、次の各項に掲げる事項について、市町村が協力・連携を行う場合には、事項ごとに算定した額（現に要した費用の額のみを算定する場合は当該額とする。）の合計額と当該年度において現に要した費用の額の合計額を比較し、少ない方の合計額に厚生労働大臣が別に定める率を乗じた額を交付するものとする。

(1) 年金生活者支援給付金の制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載
当該記事の掲載に要した費用の額

(2) 年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談
前年度の 1 月から当年度の 12 月までの間に、来訪、電話及び文書による相談対応を行った件数に別に定める額を乗じて得た額

(3) 日本年金機構との合意により行われる各種情報提供等

① 前年度の 1 月から当年度の 12 月までの間に、法定受託事務以外の各種申請書及び届書等を回送（市町村窓口で受け付けることになっていない各種申請書等の回送）した件数に別に定める額を乗じて得た額

② 年金生活者支援給付金の支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う、年金生活者支援給付金受給者等への認定請求の勧奨（日本年金機構が把握することが困難なものかつ市町村に帰責性のないものに限る。）に要した費用の額

③ 前年度の 1 月から当年度の 12 月までの間に、①の事項に基づく情報の提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報の提供を行った件数に別に定める額を乗じて得た額

- ④ 日本年金機構との合意により行われる情報の提供等に必要なシステム開発等に要した費用の額

- (4) その他地域の実情を踏まえた協力・連携
厚生労働大臣が別に定める額

(交付の条件)

- 8 事務費交付金の交付を受ける市町村長は、当該交付金の申請に用いた書類及び当該書類の根拠となる書類を交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(交付の申請)

- 9 交付の申請は、様式第1号（附表を含む。）の申請書に別に定める書類を添付の上、厚生労働大臣が別に定める日までに提出して行うものとする。

(交付金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(決算の報告)

- 11 市町村長は、別に定める年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金決算審査要綱に基づき、当該交付金に関する決算の報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(地方厚生（支）局の経由)

- 13 市町村長は、9の申請書又は11の報告書については、地方厚生（支）局長を経由して厚生労働大臣に申請し、又は報告するものとする。地方厚生（支）局長は受理した申請書又は報告書を厚生労働大臣が別に定める日までに提出するものとする。

- 14 地方厚生（支）局は、事務費交付金について、厚生労働大臣の交付決定又は交付額確定の通知があったときは、市町村に対し、速やかに送付するものとする。

(その他)

- 15 特別の事情により、2 から 7 まで、9、11、13 及び 14 に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

対 象 経 費		
対象経費の費目 (節による区分)		費 目 の 内 容
人 件 費	給 料	一般職給（※１）
	職 員 手 当	扶養手当、地域手当、管理職手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、時間外勤務手当
	共 済 費	地方公務員共済組合に対する負担金、地方公務員災害補償基金に対する負担金、退職手当負担金、子ども子育て拠出金、組合負担金、社会保険料等
物 件 費	報 酬	非常勤職員報酬（※２）
	報 償 費	報償金
	旅 費	費用弁償（※３）、普通旅費、研修旅費
	需 用 費	消耗品費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
	役 務 費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料
	委 託 料	事務の委託
	使用料及び賃借料	会場借上料、会場設備・機材の借上料
	備 品 購 入 費	庁用器具費
	負担金、補助金 及 び 交 付 金	負担金、補助金、交付金

※１ 会計年度任用職員のうちフルタイムで勤務する者の給料を含む。

※２ 会計年度任用職員のうちパートタイムで勤務する者の報酬・手当を含む。

※３ 会計年度任用職員のうちパートタイムで勤務する者の通勤手当を含む。

様式第1号

令和 年度 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付申請書

		都道府 県番号	都道府県名	市町村 番 号	市 町 村 名	

交 付 申 請 額	法定受託事務に係る経費	政令第1号による算定額 (A)	政令第2号による算定額 (B)	算定額の合計 (A)+(B) (C)	現に要した法定受託事務に 該当する費用 (D)	交付申請額(法定受託事務) (C) ≥ (D)は(D)、(C) < (D)は(C) (E)
		円	円	円	円	円
	協力・連携に係る経費	算定額 (A')	現に要した協力・連携に 該当する費用 (B')	いずれか少ない額 (A') ≥ (B')は(B')、(A') < (B')は(A') (C')	調整率 (厚生労働大臣が別に定める率) (D')	交付申請額(協力・連携) (C') × (D') (E')
		円	円	円		円
	特別事情に係る経費	特別事情(法定受託事務) (A'')	特別事情(協力・連携) (B'')	特別事情(その他) (C'')		交付申請額(特別事情) (A'') + (B'') × (D') + (C'') (E'')
		円	円	円		円
						交付申請額(合計) (E) + (E') + (E'') (E''')
						円

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく、令和 年度年金生活者支援給付金の法定受託事務に係る経費、協力・連携に係る経費及び特別事情に係る経費の交付を上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿 市町村長

※ 地 方 厚 生 (支) 局
受 理 年 月 日

令和 年 月 日

※ 地 方 厚 生 (支) 局
の 審 査 ・ 確 認

厚生(支)局長

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金については、国民年金等市町村事務取扱交付金(精算交付)と同一の金融機関への振込を希望します。

異なる金融機関への振込を希望する場合は、以下に記載すること。

金融機関名		金融機関コード		支店名		支店コード		口座名義 (カナのみ)		預金種別	1普通 2当座 6別段	口座番号	
-------	--	---------	--	-----	--	-------	--	----------------	--	------	-------------	------	--

注 「記入上の注意事項」を読んでから記入すること。

様式第1号 附表1

令和 年度 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付申請書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番 号	市 町 村 名

地域手当の支給地域区分		級地		寒冷地手当の支給地域区分		級地			
法定受託事務に係る算定	算定基礎額	補正				基準単価	算定基礎額 補正值(H)×基準単価(I) (円未満切捨)	(J)	
		地域差	(F)	寒冷度	(G)	補正值 地域差(F)+寒冷度(G)+1	(H)		
	件数	政令第1号イに定める 認定請求受理件数	(K)	政令第1号ロに定める 認定請求受理件数	(L)	政令第1号ハに定める 認定請求受理件数	(M)	認定請求受理件数(合計) (K)+(L)+(M)	(N)
			件		件		件		件
算定額	法定受託事務に係る経費	政令第1号による算定	算定基礎額	(J)	認定請求受理件数 (合計)	(N)	算定額 算定基礎額(J) × 件数(N)	(A)	
				円		件		円	
		政令第2号による算定	基準単価	(O)	情報提供件数	(P)	算定額 基準単価(O)×情報提供件数(P)	(B)	
				円		件		円	
	協力・連携に係る経費		算定額	(A')					

令和 年度 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付申請書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番 号	市 町 村 名

[illegible]

※実費の項目は金額を入力

I 記入上の注意事項

(一般的事項)

- 1 様式はエクセルのファイル形式（拡張子.xlsx）を用いて作成することにより、原則として薄青色に塗られた欄のみを記入することで作成が可能であるため、留意すること。この際、（A）から（P）までの記号が付されている欄は、同一の記号が付されている欄に同一の数値が自動的に記入されていることを確認すること。同一の記号が付されている欄に同一の数値が自動的に記入されていない場合又は数値が誤っている場合等は自ら記入すること。
- 2 様式第1号の「都道府県番号」の欄は全国地方公共団体コードの第1桁目と第2桁目の都道府県番号を、様式第1号の「市町村番号」の欄は全国地方公共団体コードの第3桁目から第5桁目までの市町村番号を記入すること。

(法定受託事務に係る事務費交付金)

- 3 様式第1号附表1の「地域手当の支給地域区分」の欄及び「寒冷地手当の支給地域区分」の欄は、次により記入すること。
 - (1) 「地域手当の支給地域区分」の欄は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第3項の規定による市町村の申請時における地域手当の支給地域の区分を記入すること。これに当たっては、人事院規則九—四九（地域手当）（平成18年人事院規則9—49）別表第1を参照すること。ただし、該当する区分が無い場合は「無」と記入すること。
 - (2) 「寒冷地手当の支給地域区分」の欄は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条の規定による市町村役場（所）の所在地の申請時における寒冷地手当の支給地域の区分を記入すること。これに当たっては、同法別表を参照すること。ただし、該当する区分が無い場合は「無」と記入すること。
- 4 様式第1号附表1の「法定受託事務に係る算定」の欄のうち「算定基礎額」に係る欄は、次により記入すること。
 - (1) 「地域差（F）」の欄は、3(1)において記入した地域手当の支給地域の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項に規定する割合を記入すること。
 - (2) 「寒冷度（G）」の欄は、3(2)において記入した寒冷地手当の支給地域の区分に応じて、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第6号）別表第一（3）に規定する係数を記入すること。

- (3) 「補正值 (H)」の欄は、「地域差 (F)」、「寒冷度 (G)」及び1を合計した値を記入すること。
- (4) 「算定基礎額 (J)」の欄は、「基準単価 (I)」に「補正值 (H)」を乗じた額を記入すること。ただし、当該額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 様式第1号附表1の「法定受託事務に係る算定」の欄のうち「件数」に係る欄は、次により記入すること。

- (1) 「政令第1号イに定める認定請求受理件数 (K)」の欄は、前年度の1月1日から当年度の12月31日までの間に、施行令第15条第1項第1号に掲げる事務のうち法第5条又は第12条の規定による認定の請求を受理した数を記入すること。
- (2) 「政令第1号ロに定める認定請求受理件数 (L)」の欄は、前年度の1月1日から当年度の12月31日までの間に、施行令第15条第1項第2号に掲げる事務のうち法第17条の規定による認定の請求を受理した数を記入すること。
- (3) 「政令第1号ハに定める認定請求受理件数 (M)」の欄は、前年度の1月1日から当年度の12月31日までの間に、施行令第15条第1項第4号に掲げる事務のうち法第22条の規定による認定の請求を受理した数を記入すること。
- (4) 「認定請求受理件数 (合計) (N)」の欄は、(K) から (M) までの数の合計数を記入すること。

6 様式第1号附表1の「算定額」の欄のうち「法定受託事務に係る経費」の欄は、次により記入すること。

- (1) 「政令第1号による算定」における「算定額 (A)」は、「算定基礎額 (J)」と「認定請求受理件数 (合計) (N)」を乗じて得た額を記入すること。
- (2) 「政令第2号による算定」における「算定額 (B)」は、「基準単価 (O)」と前年度の1月1日から当年度の12月31日までの間に、法第36条第1項に規定する年金生活者支援給付金受給者等に係る法第39条の規定による情報の提供を行った数である「情報提供件数 (P)」を乗じて得た額を記入すること。

(協力・連携事務に係る事務費交付金)

7 様式第1号附表2は、次により記入すること。

- (1) 「単価」と「件数」を乗じて算定額を求める事項は、「件数」の欄にそれぞれの値を記入し、「単価×件数」の欄に当該算定額を記入すること。
- (2) 現に要した費用の額のみを算定する事項は、「単価×件数」の欄に当該現に要した額を記入すること。

- (3) 「算定額（A'）」の欄は、「単価×件数」の欄の合計額を記入すること。
- (4) 交付要綱の取扱いを定める通知等により、認められた項目がある場合は、適宜、欄を追加する等した上で記入すること。

（交付の申請）

8 様式第1号は、次により記入すること。

- (1) 「算定額の合計（C）」の欄は、「算定額（A）」と「算定額（B）」を合計した値を記入すること。
- (2) 「現に要した法定受託事務に該当する費用（D）」の欄は、当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に行った、施行令第15条第1項第1号に掲げる事務のうち法第5条又は第12条の規定による認定の請求の受理、施行令第15条第1項第2号に掲げる事務のうち法第17条の規定による認定の請求の受理及び施行令第15条第1項第4号に掲げる事務のうち法第22条の規定による認定の請求の受理に現に要した費用の額と当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に行った、法第36条第1項に規定する年金生活者支援給付金受給者等に係る法第39条の規定による情報の提供に現に要した費用の額を合計した値を記入すること。
- (3) 「交付申請額（法定受託事務）（E）」の欄は、「算定額の合計（C）」と「現に要した法定受託事務に該当する費用（D）」のうち、いずれか少ない額（同額の場合は「現に要した法定受託事務に該当する費用（D）」）を記入すること。
- (4) 「現に要した協力・連携に該当する費用（B'）」の欄は、当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に行った交付要綱の7に掲げる事項に現に要した費用の額を記入すること。
- (5) 「いずれか少ない額（C'）」の欄は、「算定額（A'）」と「現に要した協力・連携に該当する費用（B'）」のうち、いずれか少ない額（同額の場合は「現に要した協力・連携に該当する費用（B'）」）を記入すること。
- (6) 「交付申請額（協力・連携）（E'）」の欄は、「いずれか少ない額（C'）」に厚生労働大臣が別に定める率である「調整率（D'）」を乗じて得た額を記入すること。
- (7) 「特別事情（法定受託事務）（A''）」、「特別事情（協力・連携）（B''）」及び「特別事情（その他）（C''）」の欄は、厚生労働大臣が別に定める事務に係る額をそれぞれ記入すること。
- (8) 「交付申請額（特別事情）（E''）」の欄は、「特別事情（法定受託事務）（A''）」、「特別事情（協力・連携）（B''）」に厚生労働大臣が別に定める率である「調整率（D'）」を乗じて得た額と「特別事情（その他）（C''）」を合計した値を記入すること。

- (9) 「交付申請額（合計）（E' ' '）」の欄は、「交付申請額（法定受託事務）（E）」、「交付申請額（協力・連携）（E'）」と「交付申請額（特別事情）（E' '）」を合計した値を記入すること。

II 添付書類

交付要綱の7に掲げる事項について、協力・連携を行った市町村については、内容を明らかにした書類を添付すること。